第

1063

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 5月 6日 水曜日

号

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[⇔]特殊関係使用人ってだあれ?

Q:今回の改正では、役員の特殊関係使用人の給与について、過大なものは損金に算入されなくなりましたが、特殊関係使用人とはどのような人をいうのでしょうか。

A:役員の親族などです。

【解説】

平成10年度の改正では、「過大な使用人給与の損金不算入」制度が新設され、役員と特殊の関係にある使用人に対する過大な給与については、損金に算入されないことになりました。

この制度は、同族会社が使用人である役員 の親族等に過大な給与を支払うことにより、 支払った側では全額損金として認められ、一 方受け取った使用人側では、給与収入から給 与所得控除額が差し引かれることにより、相 対的に低い所得税率が適用されることから、 過度の節税方法として利用されるケースも見 受けられたため、その防止策として設けられ たものです。

役員と特殊の関係にある使用人の範囲は、 次のように規定されています。

- (1)役員の親族
- (2)役員と事実上婚姻関係同様の関係にある者
- (3)上記以外の者で役員から生計の支援を受けている者
- (4)(2)及び(3)該当者と生計を一にするこれらの 者の親族

また、過大かどうかの判定は、その使用人の職務の内容、法人の収益及び他の使用人への支給状況等に照らして行われます。







